

第2回登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会（全体会議）会議録

- ◆開催月日：平成26年5月14日（水） 18時30分～19時40分
- ◆開催場所：登別市民会館中ホール
- ◆出席委員 委員長・副委員長 仲川委員長、山田副委員長、合田副委員長
（34名） ぬくもり部会 雨洗部会長、田淵副部会長、鎌田委員、千葉委員
岩浅委員
防災・環境部会 江口部会長、川島副部会長、久保田委員、鹿原委員
関委員、遠藤委員、
産業駆動部会 高橋部会長、小川副部会長、白田委員、近井委員
安達委員、川田委員
都市調和部会 林田委員、荒川委員、中川委員
育み部会 安宅部会長、磯田委員、佐藤委員
まちづくり部会 中原部会長、渡部副部会長、田中委員、稲葉委員
工藤委員、川島委員、松本委員、成田委員
- ◆欠席委員：ぬくもり部会 今委員
（7名） 防災・環境部会 和泉委員
産業躍動部会 木村委員
都市調和部会 長部部会長、西尾副部会長、谷崎委員
育み部会 川村副部会長
- ◆事務局：堀井総務部次長、沼田企画調整グループ総括主幹、上野企画主幹
西川原主査、菊地主査、大越主査、打田主査、田中担当員
- ◆議題：第3期基本計画体系図（案）について
- ◆報告事項：（1）市民検討委員会委員長等名簿について
（2）庁内検討委員会組織図等について
（3）市民検討委員会部会の進め方
- ◆その他：市民検討委員会部会の開催について

開 会

（事務局）

- ◆ それでは定刻になりましたので、第2回登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会を始めさせていただきますと思います。
本日は御多忙の中、御出席いただきありがとうございます。
それでは、会議に先立ちまして、事務局から3件、御報告がございます。
1件目は3月の会議におきまして、登別環づくり市民委員会からの推薦者が未定となっておりますが、この度「久保田 博史（くぼた ひろし）様」の御推薦があり、先日、委嘱させていただきましたので御報告いたします。なお、久保田委員につきましては、「防災・環境部会」の所属となりますので、よろしく願い申し上げます。
2件目は、前回の会議でもお話ししましたが、本日の会議をはじめ、今後のすべての会議において、会議録の作成のため、すべて録音させていただきます。なお、全体会議の会議録は委員長・副委員長、部会は部会長・副部会長の御承認をいただいた後、部会

員の皆様に送付させていただくとともに、市のホームページで公表することとしておりますので、よろしくお願いいたします。

3件目は、本年4月1日付けの人事異動において、事務局である総務部企画調整グループの職員が変更となっておりますので、御報告いたします。
(堀井総務部次長、上野企画主幹、西川原主査、打田主査の紹介)

次に、資料の確認でございますが、本日欠席されている委員につきましては、後日事務局で配布し、配布資料としまして、10種類ございます。

1. 第2期基本計画体系図
2. 第3期基本計画策定に係る体系の見直し調書
3. 第3期基本計画体系図(案)(調整過程付)
4. 第3期基本計画体系図(案)(調整後)
5. 第2期基本計画からの変更点
6. 市民検討委員会委員長等名簿
7. 庁内検討委員会組織図(H26.4.1現在)
8. 庁内検討委員会委員長等名簿
9. 市民検討委員会部会の進め方

このほかに、共同のまちづくりセミナーの御案内を配布しております。不足等ございませんか。

また、本日の配布資料のほかに、3月の会議で御要望のありました、人口推計資料につきましては、本日の開催案内に同封されていたかと思っておりますので、配布資料と併せ、計画の検討資料として御活用ください。

それでは、会議を始めさせていただきますが、「登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会設置要綱」第6条第1項に基づき、委員長に議事を進めていただきますので、仲川委員長よろしくお願いいたします。

(委員長)

- ◆ 皆さんこんばんは。本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。
前回の第1回の会議から連休をはさんだこともあり、少し日が経ってしまいましたが、本日も多数の御出席をいただきありがとうございます。
今後も同様に御出席いただければと思います。
さて、今日の会議でしばらく全体での会議はなくなると思います。今後は、個別の部会が中心となりますが、本日の案内通知に同封されていた人口推計を見ると、20年後の登別市の人口は、15歳以下の人口は10%を切り、65歳以上の人口は60%を超えるような推計になっております。この基本計画の中でも、そのような現実を迎えないような計画、又は、そのような現実を迎えても対応できるような計画を考えていかなければならないと思っておりますので、ぜひ皆様からの御意見を出していただいて、計画を作っていけると良いと思っておりますので、長い付き合いになりますが、よろしくお願いいたします。

第3期基本計画体系図（案）について

（委員長）

◆ それでは、会議を進めさせていただきます。本日の議題は、「第3期基本計画体系図（案）について」となっておりますが、事務局より説明してください。

（事務局）

◆ それでは、第3期基本計画体系図（案）について、御説明いたします。

第3期基本計画体系図（案）は、基本的に第2期基本計画の体系図をベースとしています。この案は、第2期基本計画策定から現時点において変化している社会情勢や財政状況等を踏まえ、10年先の当市のあり方を見据えた内容とするため、各事務事業を所管している各グループに第2期基本計画体系図の見直しを行っていただき、その内容を反映したものです。

部会員の皆様におかれましては、第3期基本計画期間に取り組むべきもの、盛り込むべきもの、第3期基本計画以降も将来につなげていくものについて検討していただき、部会はもちろんですが、各部会間での連携をお願いしたいと思います。

- ◆ 関連資料についてでございますが、お手元に配布してあります資料のうち、
 - 『第2期基本計画体系図』は、現行計画を体系図化したものであり、第3期基本計画体系図を策定する上でのベースとなるものです。
 - 第3期基本計画策定に係る体系の『見直し調書』については、第3期基本計画を策定するにあたり、各担当グループが第2期基本計画についての見直しを行った内容を明示したものです。
 - 『第3期基本計画体系図案（調整過程付）』については、各グループにおいて見直した第2期基本計画体系図をベースにどのように変更したか過程を示したものです。
 - 『第3期基本計画体系図案（調整後）』については、調整過程を省いて整理したものです。今後、検討の基礎となる資料は、この『第3期基本計画体系図案（調整後）』を主に用いることとなります。
 - A4版の『第2期基本計画からの変更点』については、「文言修正」を除き、項目の新設や廃止、統合について各章ごとに整理したものです。

◆ これらの資料については、市民検討委員会だけではなく、庁内検討委員会でも同じ資料を使って、より良いまちづくりについて、議論を進めております。

それでは、第2期基本計画体系図と第3期基本計画体系案をもとに御説明させていただきますが、すべてを説明すると数時間を要するので、若干、駆け足気味に御説明いたしますので、今日、御自宅にお帰りになってから、ゆっくり資料を御確認いただき、不明な点がありましたら、私ども事務局か、後日開催いたします各部会などで御確認いただければと思います。

◆ まず、【第1章 やさしさと共生するまち】についてですが、

- 平成25年3月に保健福祉部において策定した「登別市地域福祉計画」との整合性を図り、第2期基本計画では第3節に位置付けていた「地域福祉」関係の施策を重点

施策とし、第3期基本計画では第1節「安心して子どもを生み育てられるまちをつくる」と第3節「誰もが安心して暮らせるまちをつくる」を入れ替えしています。

- 第3期基本計画 3ページの第1章第1節-V-1-①「V安心な暮らしを支える制度の推進 1確かな安心を支える制度の推進 ①社会保障制度の適切な運用等」を新規追加しております。追加の理由についてであります。社会保障制度については、行政の取り組みとして粛々として行ってきたものであります。第2期基本計画において明示しておりませんでしたので、第3期基本計画では、国民健康保険制度・後期高齢者医療制度・国民年金制度について、基本計画上に位置づけを行い、方向性を示すものです。

◆ 次に【第2章 自然とともに暮らすまち】についてありますが、

- 第2期基本計画 7ページの第2章第2節-I-2-②「貴重な自然を保全するための環境整備」を削除しております。削除の理由としては、キウシト湿原の整備に関する内容となっておりますが、平成26年度をもって完了予定であるためとしております。
- 第2期基本計画 7ページの第2章第2節-I-3-②「自然環境と調和した親水空間の復元」を削除しております。削除の理由については、本項目は、亀田記念公園の整備に関する内容であり、同公園の整備が完了したためとしております。
- 第3期基本計画 8ページの第2章第3節-I-3-③「公共下水道事業による浸水対策」を新規追加しております。追加の理由としては、近年における大雨災害へ対応するための雨水対策事業を進めるためとしております。
- 第3期基本計画 9ページの第2章第3節-V-1-③「平和なまちづくりの推進」を新規追加しております。追加の理由としては、平和なまちづくりを行うことは、恒久的に取り組むべきであり、戦争の惨禍を風化させることのないよう努めるためとしております。

◆ 次に【第3章 大地に根ざしたたくましい産業が躍動するまち】についてですが、

- 第1節内の施策レベルの整理を行っており、施策名の変更や施策の基本的な方向の統合等を行っており、第2節についても施策の基本的な方向について名称等の変更、整理を行っております。考え方としましては、第2期基本計画においては、観光業、商工業、農林水産業の整理で章立てを行って行いましたが、産業全般に関わる施策に商工業を組み入れたものを先頭に移動し、産業の形態別の展開を示すため、観光業や農林水産業を施策順に並べたものとして整理しています。ですので、簡単に説明しますと、第2期基本計画では、【観光業、商工業、農林水産業】の順番だったものが、第3期基本計画では【商工業、観光業、農林水産業】とまちの商業関係の施策を先頭に持ってきたということです。
- 第2期基本計画 10ページの第3章第1節-II-1-①「観光産業と他産業の連携支援」を削除しております。削除の理由としては、産業クラスターについて模索する段階は終了し、個別具体的な事業の支援へとシフトしたためとしております。
- 第2期基本計画 12ページの第3章第2節-I-3-③「家畜排泄物の適正管理と有効利用」を削除しております。削除の理由としては、平成19年度をもって、国の補助が終了したことに伴い、当市においても事業を終了したためとしております。
- 第3期基本計画 10ページの第3章第1節-I-1-⑤「経済・産業関連情報の

整備及び発信」を新規追加しております。追加の理由としては、平成25年度に制定した中小企業地域経済振興基本条例に基づき、市内企業の経営を支援するほか、地域経済の振興を図るためとしております。

- 第3期基本計画 12ページの第3章第1節-Ⅱ-3-①「多様な誘客事業の推進」を新規追加しております。追加の理由としては、第2期基本計画の第1節-I-2-①「広域連携による濃密な情報発信」における具体的な内容を整理し、細分化したことにより新たな項目として追加したものであり、第2期基本計画10ページの「広域連携による濃密な情報発信」については、文言を修正し、第3期基本計画 11ページの第3章第1節-Ⅱ-2-①「滞在型観光の推進」としたところです。
- 第3期基本計画 12ページの第3章第2節-I-2-④「有害鳥獣の捕獲推進」を新規追加しております。追加の理由としては、第2期基本計画体系において明確に現在取り組んでいる事業と合致している項目がなかったことから整理したところです。

◆ 次に【第4章 調和の中でふるさとを演出するまち】についてですが、

- 第2期基本計画 13ページの第4章第1節-Ⅱ-1-①「景観づくりに関する市民会議の設置」を削除しております。削除の理由としては、現在、景観・緑化条例の制定に向けた市民会議を設置しており、本条例が平成26年度に制定予定であるためとしております。
- 第2期基本計画 13ページの第4章第1節-Ⅱ-1-②「景観条例の制定」及び第2節-I-1-③「緑化推進条例の制定」を削除しております。削除の理由としては、景観・緑化条例が平成26年度に制定予定であるためとしております。
- 第2期基本計画 13ページの第4章第2節-I-3-①「テレビ中継局の整備」を削除しております。削除の理由としては、平成22年度に地上デジタル放送の施設整備を終え、平成25年度までに難視聴地区対策がほぼ終了予定であるためとしております。
- 第3期基本計画 13ページの第4章第2節-I-1-③「みどりの保全と緑化の推進」を新規追加しております。追加の理由としては、平成26年度に制定予定の景観・緑化条例に基づき、公園や緑地等の緑の保全や適正な維持管理を推進していくためとしております。
- 第3期基本計画 14ページの第4章第3節-I-1-④「橋梁の適正な維持管理」を新規追加しております。追加の理由としては、橋梁の長寿命化計画の策定に伴い、今後、長期にわたり計画に基づく橋梁の適正な維持管理を行う必要があるためとしております。

◆ 次に【第5章 豊かな個性と人間性を育むまち】につきましては、細かな文言修正や第2期基本計画における各施策について内容に重複が見られる等の理由により「統合」している項目はありますが、新設及び廃止の項目はありません。

◆ 次に【第6章 担いあうまちづくり】についてですが、

- 第2期基本計画では、第2節までしかありませんでしたが、第3期基本計画の第3節全体を新規追加しております。追加の内容としましては、協働のまちづくりを進めるに当たって行政が自らを律し、見直し等を行う方向性について明確に盛り込み、市民からの信頼を得ながら行政運営に取り組むことを目的としています。そのため、行

政改革や事務事業評価、定員管理、人事評価、公共施設整備の考え方などを盛り込んでいるところであります。

○ 追加した理由については、

- 20ページの第3節-I-1-①「公平、公正な行財政の推進」は、適切な定員管理や適正な財政運営を図り、公正・公平な事務の執行に努めるため。
- 20ページの第3節-I-2-①「市有財産の計画的な利活用の推進」は、市有財産の効率的かつ有効な活用をはかるとともに適正な管理を行うため。
- 20ページの第3節-I-3-①「公共施設の適正な運用」は、公共施設について、市民ニーズを踏まえ、他の用途への転用も視野に入れた効果・効率的な公共施設の活用・配置を図るため。

としております。

◆ 現在庁内においても、各部会を開催しておりますが、現時点で多いところでは3回程度部会を開催しております。既に体系図の一部修正等が発生しておりますが、これから始まる市民検討委員会の各部会（以下、「市民部会」という。）の検討の際には、庁内検討委員会の部会長、副部会長も出席し、庁内検討委員会での検討内容を逐次情報提供させていただきながら協議を進めますが、市役所から言われた変更案のとおり進むのかというと、そうではなく、皆さんはお手元の資料を基に検討し、市の意見も聴きながら、新たな考え方が出てきてもそれは必要なことだと考えております。

◆ 今後については、市民検討委員会では、この体系図案の主要な施策から上位の部分（太線の左側）について、御検討していただくこととなります。太線の右側は、主要な施策をどう進めるのかを説明している内容となっておりますが、考え方に疑義があれば、それは御意見としていただきたいと思います。

市民検討委員会では、この体系図の作成と体系図に書ききれない思いをまとめて、市長に提言していただくということになります。

説明としては、以上でございます。

（委員長）

◆ ありがとうございます。

今事務局から説明がありましたが、御理解いただけましたか。

まずは、第2期基本計画と第3期基本計画を見比べてみないとイメージがつかないかと思えます。

今の説明について、各委員から御質問や御意見などございますか。

なんとなく、どのようなことをやらなければならないかというのは理解いただけますでしょうか。

（事務局）

◆ 委員長、発言よろしいでしょうか。（委員長承認後）今、体系図（案）の概要をお話ししましたが、今後個別の部会の開催には、庁内の部会長、副部会長、我々事務局職員が同席しますので、疑問点などは、いつでもお聞きしていただいて結構です。まずは、よくこの資料等をよく読んでいただきたいと思います。

(委員長)

- ◆ ということですが、これについて何かございますか。
会議を進めていくうちにだんだんイメージがついてくるのかなと思いますが、資料も膨大で目を通すのも大変と思いますが、体系図などをよくお読みいただきたいと思います。

(副委員長)

- ◆ 今の説明は、第6章までの全体的な説明でしたが、本来であれば自分の関わる章だけを説明していただいたほうが、理解しやすかったと思います。相対的な説明になるとイメージがつきづらいので、今後検討していただきたい。

(事務局)

- ◆ 今、事務局で説明した内容については、資料5の【第2期基本計画からの変更点】に大体書いてありますので、それぞれ担当する章については御確認していただきたいと思います。
また、疑問点については、何度でも事務局で御説明いたします。

(委員長)

- ◆ 部会に分かれた時に、事務局職員が同席することになっているので、その場でも質問してください。
部会がスタートするまでにしっかり理解していきたいと思いますので、各委員におかれましては、部会が始まる前までに、少なくとも自分の関わる場所については、確認していただくようお願いします。それでは、この件についてはよろしいですね。後で疑問点等があれば、直接事務局にお問い合わせください。

報告事項

(委員長)

- ◆ それでは、次に、「2. 報告事項」について、事務局から説明してください。

(事務局)

- ◆ それでは、報告事項について、配布した資料により御説明いたします。
 - 「資料6 市民検討委員会委員長等名簿」につきましては、先般の会議で決定した委員長、副委員長、部会長、副部会長についてお示ししています。副部会長の欄の次に事務局職員を記載しておりますが、この職員が各部会の議事録の作成や会場の確保、各部会での意見の調整などをさせていただきますので、よろしくお願いします。
また、どの部会がどこを担当するかということですが、
 - ぬくもり部会は第1章
 - 防災・環境部会は第2章
 - 産業躍動部会は第3章
 - 都市調和部会は第4章
 - 育み部会は第5章
 - まちづくり部会は第6章

をそれぞれ担当することとなります。繰り返しになりますが、自分の担当するところの資料確認をよろしくお願いします。

- 「資料7 庁内検討委員会組織図」につきましては、先般の会議で一度お配りしていますが、4月1日の人事異動に伴い変更がありましたので、修正したものでございます。
- 「資料8 庁内検討委員会委員長等名簿」につきましても、4月1日の人事異動後の名簿でございます。庁内検討委員会の部会長と副部会長は、皆さんの市民部会に出席しますので、よろしくお願いします。各部会において、協議したい事案が出た場合は、私ども事務局か庁内検討委員会の各部会長、副部会長に協議願います。
- 「資料9 市民検討委員会部会の進め方」については、資料に基づき御説明させていただきます、基本となる考え方を皆さんに共有していただきたいと思います。
 - 第3期基本計画は、平成28年度から平成37年度まで行政運営をどのように行っていくのか、市民とどのように取り組んでいくのかを盛り込んでいく計画です。この間、少子高齢社会が一層進むとともに、生産年齢人口の減少による税収減少等が想定され、基本計画策定においては、こういった社会情勢の変化を念頭に置くことが必要です。
 - 第3期基本計画終了までの期間については、高齢者が生き生きと暮らすことができるとともに、子育てのしやすいまちが一層求められますので、基本計画における施策等の展開においても配慮する必要があります。高齢者施策が乏しく、子どもたちの減少に伴い子育て施策を削減すると、人口減が増々加速し、このまちが立ち行かなくなることになりますので、基本計画ではこの辺りの施策も検討する必要があります。
 - ただし、税収の減などを踏まえると施策のすべてをこれまで以上に展開することは困難です。だからといって、事業の縮小を第一に考えるのではなく、どういった事業を重点的に進めることが必要か、平成37年度までの期間に盛り込む必要がある施策はないのか、見直しすべき施策はないのか等の視点で検討するとともに、「登別で暮らしたい」、市外の方が「登別で暮らしてみたい」と思えるような施策はどのようなことがあるかという観点で御検討いただきたいと思います。
 - 次に部会の目的ですが、市民部会は、基本計画を市民参画のもと協働で策定するため、市民検討委員会に専門部会を設置し、市民同士、市民と市職員が意見を交わし、体系図（案）を整理して提言していただくことが目的です。提言は、「体系図（案）」及び「体系図（案）に盛り込んだ思いを説明する文書」に分けて作成していただきます。
 - 次に部会の進め方ですが、体系図（案）にある【章】は、基本構想と連動しておりますので変更はできませんが、【政策（節）】以下は変更可能です。市民部会では、お示しした第3期基本計画体系図（案）を基本に議論を進めていただきますが、初めの数回は、各部会で協議するテーマについて、各部会員がお持ちの思いなどを語っていただき、その後、体系図（案）に取り組んでいただきたいと思います。
 - 市民部会では、体系図（案）の【主要な施策】から左側にある【政策】、【施策】、【施策の基本的な方向】の4項目を中心に議論を進めてください。【主要な施策の考え方】は、【主要な施策】を実現するための考え方を記載しており、今後市民部会と同時進行する、庁内検討委員会部会で、整理を進めます。市民部会では、

【主要な施策の考え方】の検討は要しませんが、議論の中で、必要な意見等があれば、それは、体系図（案）の文言を修正するのではなく、市民検討委員会の「市民検討委員会からの提言」としてまとめ、市に提出することとなります。

- 各部会には、庁内部会の部会長、副部会長及び事務局職員が出席し、庁内部会の進行状況や体系図（案）の説明、市民部会からの御意見を庁内部会に持ち帰り検討するなど、庁内部会と市民部会の調整を図ります。
- 部会は、1年程度実施することから、その間に各部会員が所属する団体等の意見などを反映させるタイミングはありますので、広く市民の意見を反映させてください。
- 発言については、「要点をまとめ、端的に」、「人の意見を否定しない」、「自分の発言に責任を持つ」など留意願います。
- 財政的な裏付けや現実離れした施策など、計画に掲載できない事項もあります。基本計画は、現実的な計画です。理念や思いだけではできません。新たに施策等に加える必要があると判断された場合は、単に事業等の要望や、個人・団体等の利権の誘導等の御発言は、お控えいただきたいと思えます。今後、登別市が住みよいまちになるためになぜその施策が必要なのか等の理由が説明できるよう整理してください。
- 部会の進捗状況や会議の手法等は、事務局でも把握しながら進めていきますが、部会間で体系図（案）の検討内容に大きな違いや方向性の差異等が出てきた場合は、委員長等会議（委員長、副委員長、部会長、副部会長）若しくは合同会議を開催し方向性の確認等を行います。
- 部会長は、部会の終了時にその日の会議内容について、各部会員が共通認識を持ったため、会議内容を確認する発言と、次回開催の予定等を協議し、議事録に記録できるよう御配慮願います。
- 事務局は、次回の日程調整や開催通知、会議録の作成を主に担当します。会議録については後日ホームページで公表します。

- ◆ それともう一つ、「協働のまちづくりセミナー」の御案内についてですが、企画調整グループでは、どのように市民とまちづくりを進めていくかということを考え事業を行っており、昨年も本日出席していただいている委員の中にも参加していただいた方もおられますが、「協働のまちづくりセミナー」を開催しています。

これは、【協働】とはどういうことなのか、外部講師によるセミナーを開催し、まちづくりの理解を深めることを目的としており、今年度は2回予定しております。1回目は7月13日（日）の13時30分から開催します。参加は、事前申し込みで、6月20日（金）までに企画調整グループに電話か、メールで申し込むこととなっております。

各委員におかれましては、ぜひ協働のまちづくりについて、私どもと一緒に学んでいただければと思いますので、御参加をお願いしたいと思います。

以上でございます。

（委員長）

- ◆ ただいまの説明について何か御質問、御意見ございませんか。おおよそ部会の進め方のイメージはつかめましたでしょうか。まず、皆さんの担当する章について、皆さんの思いを語っていただくことからスター

トし、そこから徐々にまとめていくような感じでお願いします。

あまり慎重に進めて、なにも意見が出なければ意味がありませんので、あまり固く考えずに取り組んでいければ良いと思います。

それでは、このようなルールにより進めていきたいと思います。

その他

- ◆ 以上で、議題、報告はおわりますが、次に、「3. その他」についてですが、皆さんから何かございますか。

なければ、ここで少し時間を取って、今後の各部会の開催日程等を調整していただきたいと思います。これから、事務局職員が各部会のテーブルに行きますので、協議していただきたいと思います。

それでは、事務局よろしくお願いします。

～ 事務局職員が、各部会のテーブルに分かれ、日程調整を行う。～

(委員長)

- ◆ 決まりましたでしょうか。

それでは、今後しばらく全体会議の開催は無く、部会で検討することとなりますが、全体会議の開催が必要な場合等、何かあれば事務局に御連絡をいただければ調整したいと思います。

それでは、以上で、第2回登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会を閉会します。お疲れ様でした。